

令和8年度

いじめ防止基本方針

大崎市立古川南中学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法第2条」より】

(2) いじめに対する基本的な認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の9項目は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめ情報を共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る行為である。

(3) いじめの態様

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等、表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を要求され、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめの解消とは

いじめの解消の定義

少なくとも以下の2つの要件が満たされていること。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作ることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

(1) 生徒に対して

- ① 居場所と絆のある学校・学級づくり
集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取組を行う。
- ② 規範意識の向上・自己指導能力の育成
規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導を徹底する。
- ③ 分かる授業づくり、学習の基礎・基本の定着
分かる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活を安定させる近道であるという認識を持った学習指導を実施する。
- ④ 生命や人権を大切にす指導
道徳教育の充実を図るとともに学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等を充実させる。
- ⑤ 情報リテラシー、情報モラルの育成
最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、インターネットの危険性について積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上させる。

(2) 学校全体として

- ① いじめ問題に取り組む方針の明確化と公表
「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明（通信・懇談会等を利用）を実施する。
研修会等を利用し、全職員での方針の共通理解を図る。
情報が確実に把握できる体制の整備を行う。
- ② 全職員の危機意識の向上
アンテナを近付けて、いじめの芽に気付き、いじめを察知し、発見できる能力を高める。
高い人権感覚を身に付ける。
- ③ 気になることを見逃さず、互いに伝え合う職員集団（「いじめ見逃しゼロ」を目指す集団）
日常的な情報共有を密にする。
担任だけでなく、学年を中心に複数教員での生徒把握、指導を行う。
気になること（発達障害やLGBT、新型コロナウイルス等に対する配慮を含む）の迅速な情報共有を行う。

(3) 保護者・地域に対して

- ① PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を共有し、意見交換する場を設ける。
- ② いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年便り等による広報活動を積極的に行う。

3 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを意識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(1) 職員のいじめに気付く力を高めるためには

① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

② 生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒たちに気付き、生徒たちのささいな言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

(2) いじめ発見のきっかけ

- ① 学級担任が発見
- ② 担任以外の教職員が発見
- ③ アンケート調査などの取組
- ④ 本人からの訴え
- ⑤ 本人の保護者からの訴え
- ⑥ 他の児童生徒からの情報

※ これまでのいじめに関する指導の結果から、本校では上記①～⑥のうち、毎月実施している「③ アンケート調査などの取組」による発見が多い。学級担任や担任以外の教職員が発見した件数は少ないため、今後「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員の「見付ける鋭さ」をより一層高めていく必要がある。

(3) 早期発見のための手立て

① 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

教職員は、日常的に「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」との認識を持って早期発見に努める。（「いじめ発見のポイント」【資料1】）

② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階から見ると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たることが必要である。

- ③ 日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ④ 教育相談（スクールカウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～
日常の生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。
- ⑤ いじめアンケートの実施
いじめアンケートを定期的実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、場所を変えて記述させるなどの配慮を行う。また、記述を敏感に読み取るとともに、表情の変化を見逃さない「鋭い目」を持つ。

(4) 相談しやすい環境づくりを進めるためには

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長される可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応いかんによっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

- ① 本人からの訴えには
- (ア) 心身の安全を保証する。
日頃から「よく話してくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てをとる。具体的には、該当生徒の要望をよく聞き取り、不安に思う状況の際には教師が側にいることを全教職員で確認することを約束する。また、保健室や別室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- (イ) 事実関係や気持ちを傾聴する。
「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。
- ② 周りの生徒からの訴えには
- (ア) いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- (イ) 「よく話しにきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は明かさなことを伝え、安心感を与える。
- ③ 保護者からの訴えには
- (ア) 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- (イ) 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- (ウ) 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解し、共にいじめの解消に取り組む姿勢を持つことが大切である。

4 早期対応

発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解のもと、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整える。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒からの聞き取り、記録する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係職員からの情報を正確に把握し、共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを理解させる指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為である」意識を持たせる。

保護者との連携

- ・いじめを受けた生徒の保護者と面談し、状況説明や今後の対応についての具体的な内容を伝える。
- ・いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・学校との今後の連携方法を確認する。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・今後の「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアに当たる。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ発生時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

- (ア) いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (イ) 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- (ア) いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対

応は、複数の教職員で行う。

- (イ) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報例》

- ◆誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【期間】

5 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) 学校で行われる対策

情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。また、携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

情報モラルに関する指導《インターネットの特殊性を踏まえて》

- 発信した情報が、多くの人に短時間で広まること。
- 匿名だと思っても書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、知らぬ間に複製され、一部を削除したと思っても、全てを回収することはできないこと。

(2) 家庭で行われる対策

生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督で行われるよう協力を呼びかける。また、掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者会時に保護者への啓発活動を行う。

保護者会等で伝えたいこと《未然防止の観点から》

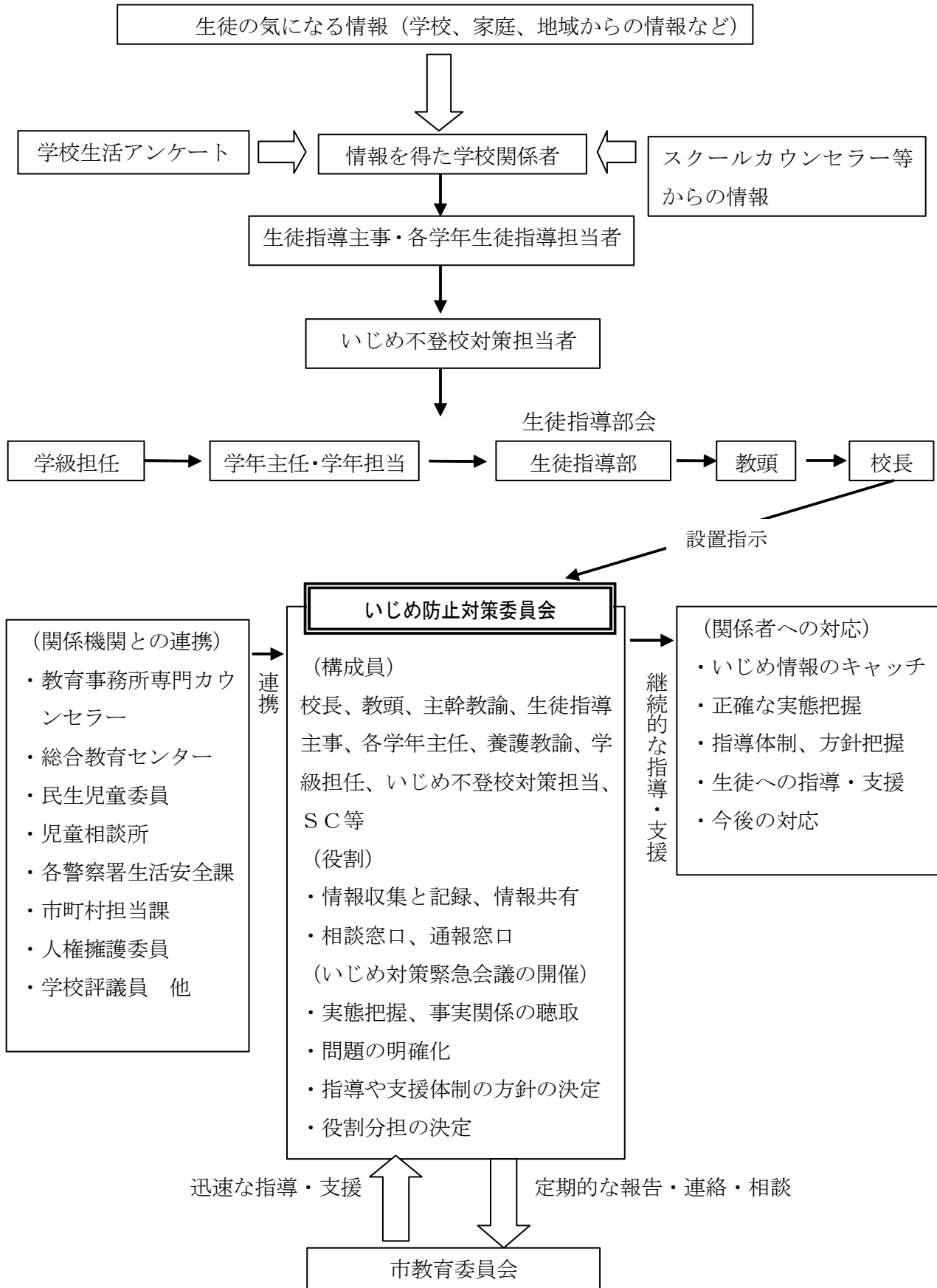
- 生徒のスマートフォンや携帯電話、パソコンやゲーム機等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- 携帯電話・スマートフォンを持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有のトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

《早期発見の観点から》

- 家庭では、スマートフォン等を扱っているときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれていそうな様子が見られれば問いかけ、即座に学校へ相談すること
- スマートフォン等でのやり取りの内容に関心をもち、必要であれば親の責任で内容を確認すること。

6 重大事態発生に係る調査を行うための組織

(1) いじめ防止対策委員会について



(2) 重大事態発生時の調査と対応

① 事実関係を明確にするための調査の実施

「いじめ防止対策委員会」は、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

② 調査の方法

(ア) いじめを受けた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問用紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

(イ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

(ウ) いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(エ) 調査を行うに当たっては、市教育委員会の指導・支援のもと、対応に当たる。

③ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、関係者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

(3) いじめ防止対策指導計画について

《年間指導計画》

	主な行事	指導内容・留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・1学期始業式 入学式 ・学級開き、学年開き ・保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ・体験学習の実施 ・前期生徒会の組織づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・体験学習を通して、人間関係、生活の様子等を探る。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区中総体 ・いじめアンケート（市教委報告） ・修学旅行 ・防災学習 ・職場体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を通して、人間関係、身体的不調、集団不適応等を探る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中間テスト ・生活アンケート（自校式） ・小中連絡協議会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習に対する不安、挫折感等を抱える生徒の把握と支援に努める。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学び直し期間 ・性教育講座（3年） ・学校生活の振り返り ・生活アンケート（自校式） ・合唱コンクール ・教育相談（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援、相談活動に努め、休業中トラブルに巻き込まれないよう事前指導に努める。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の変化の把握 ・生活アンケート(自校式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の変化、生活の様子の変化の把握と指導を連携し

	・ 期末テスト	て行う。
9月	・ 後期生徒会の組織づくり ・ 新人大会 ・ 生活アンケート（自校式）	・ 組織の再編成を通して、個々の所属感を高め、自治的な活動を推進する。 ・ 他者からの情報を生かす。

10月	・ 1学期終業式 ・ 2学期始業式 ・ いじめアンケート（市教委報告） ・ 運動会	・ 行事等への主体的な取組を通して他へのよさを伸ばさせる ・ 自己存在感や自己有用感を育む場面を意図的に取り入れる。
11月	・ 教育相談（3年） ・ 中間テスト ・ 小中連絡協議会② ・ 生活アンケート（自校式） ・ 総合防災体験学習	・ 人間関係、進路の悩み、生活の様子の変化を探る。 ・ 防災を通して命の尊さ、風評被害、偏見等についても考えさせる。
12月	・ フリー参観 ・ 学び直し期間	・ 次年度の学級編成を念頭に入れ人間関係の把握に努める。
1月	・ 冬休み明けの生徒の変化の把握 ・ いじめアンケート（市教委報告） ・ 二者面談（1年、2年）	・ 進路指導と併せて他者との関わりと生き方を考えさせる。 ・ 二者面談を通して、悩みや不安を確認する。
2月	・ 入学説明会 ・ 生活アンケート（自校式） ・ 期末テスト ・ フリー参観 学年PTA	・ 進級、新学級を意識させながら、悩みや不安の把握に努める。
3月	・ 学び直し期間 ・ 卒業式 修了式 ・ 記録の整理、引き継ぎ資料の作成 ・ 小中引き継ぎ会の開催 ・ 一年間の振り返り	・ 卒業後の生活、人間関係等について指導する。

※ 定期的にいじめアンケートを実施し、早期発見に努める。

※ 週1回生徒指導部会を行い、情報交換、方針の見直しなどを行う。

※ 登校、下校指導、巡視、見守り指導に努め、生徒の不適切な人間関係の早期発見に努める。

7 市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1) 市教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言やSC、SSWとの連携等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な重篤な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を、校長の判断として検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

(3) 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の古川警察署・古川西交番に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、校長の指示のもとで直ちに通報する必要がある。

(4) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒の置かれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、市子育て支援課や児童相談所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

【資料】

いじめ発見のポイント

いじめ問題の解消を図るためには、何より早期にいじめを発見することが大切である。いじめは教職員や大人に見えないところで行われていることが多く、教職員は「自分の学級・学校に、今もいじめに苦しんでいる子供がいるのではないか」との意識をもって早期発見に努めなければならない。

そのためにも、子どもとの触れ合いの時間を多くし、日常的な観察等を通して、いじめを見抜く鋭い感覚を身に付ける必要がある。

場面等	観察の視点(例)
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> 理由もなく一人で朝早く登校する。 一緒に登下校する友達が違ってくる。 教職員と視線を合わさないようになる。 元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなる。 特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。 表情が暗く、どことなく元気がない。
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> 担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 用具、机、椅子などが散乱している。 席を替えられている。 周囲が何となくざわついている。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 授業道具等の忘れ物が目立つ。 頭痛、腹痛等を頻繁に訴え、保健室によく行くようになる。 周囲の状況にかかわらず、一人でじっとしている。 教科書、ノート等に落書きが目立つ。 他の子供から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 特定の子供の机と距離を離す。

休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・用もないのに職員室へ来たり、階段や廊下を一人で歩いていることが多い。 ・遊びと称して、友達とふざけ合っているが、表情が暗い。 ・金品の受け渡しを行っていることがある。
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌われるメニューの時、多く盛られる。 ・食べ物にいたずらをされる。 ・その子供が配膳をすると嫌がられる。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 ・友達に誘われてサボることが多くなる。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらをされたりする。 ・衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 ・靴や傘が隠されていることがある。 ・急いで一人で帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しなかったりする。 ・教職員の近くから離れようとしめない。